

東京電力福島第一原発事故の避難者らによる集団訴訟は、少なくとも20地裁・支部で約30件ある。多くは東電と国の責任を追及し、慰謝料を求める内容で、年内に数件の判決が言い渡される見通しだ。「大きな勝利」。各地の原告たちは1日の前橋地裁判決をわがことのように喜んだ。

大きな勝利 各地で喜ぶ

「原発事故全国弁護士連絡会」によると、原告総数は2月末現在で約1万2千人。避難指示区域から避難した人だけでなく、区域外から自主避難した人や自宅にとどまっている人もいる。請求内容は避難に伴う精神的苦痛やふるさとを失ったことへの慰謝料のほか、放射線量を事故前に戻す原状回復を求める訴訟もある。

東電と国は、いずれの訴訟でも請求の棄却を求めている。原告団や弁護士は連携を強めており、専門家の尋問調書をやりとりしたり、東電や国の責任について資料を交換したりしている。

今年1月に結審し、9月22日に判決が言い渡される予定の千葉訴訟の原告団代表、遠藤行雄さん(84)＝福島県富岡町から避難、東京都練馬区＝は自宅のテラスの前で妻公子さん(76)と思わず万歳。「私たちが血のにじむような思いで闘っている。本当にうれしい」と声を弾ませた。

名古屋訴訟の弁護団の堀籠之副団長は「前橋地裁判決の教訓を生かし、立証に努めていきたい」と期待をかけた。大阪地裁での訴訟を担当する弁護団で事務局長を務める白倉典武弁護士は「避難指示区域の内外を問わず国の責任を認めており、積極的な評価ができる」と話した。

全国訴訟30件 原告総数は1.2万人